

Mining & Sustainability (26)

マレーシアの鉱業分野における CSR に関する取り組み

前 金属資源開発本部 企画調査部 企画課担当調査役
(現 金属鉱害支援等本部 金属資源技術部 特命調査役)

鈴木 徹

2008年7月22日、インドネシア政府エネルギー・鉱物資源省の主催により、『ASEANの鉱業分野におけるCSR^{*1}ワークショップ』がインドネシアのバリ島(Denpasar)にて開催された。ワークショップには、ASEAN加盟10か国のなかで、鉱業活動がある8か国(カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア)の政府代表団、インドネシア企業関係者、日本政府及び日本企業関係者等約70名以上が参加した。

本ワークショップの概況は金属資源レポート2008年9月号で、カンボジアの鉱業分野におけるCSRに関する取り組みについては2009年3月号でそれぞれ報告したところであるが、上記ワークショップにおいて、マレーシアから“鉱業分野におけるCSR実施への取り組み”及び“鉱業関連法”について発表があったので、ここにその内容をまとめる。

1. マレーシアの鉱業分野におけるCSR実施への取り組み

1-1. 概要

マレーシアの鉱業には長い伝統があり、国の経済発展に大きく寄与している。鉱山会社は社会貢献をするという慈善の概念には慣れているが、一方でCSRの概念は、法人企業や鉱業界にとって耳慣れないものである。政府は国の経済成長に対する鉱業の貢献を認めているが、同時に、持続可能な開発の必要性を強調し、鉱業界がより責任を持つよう促している。鉱業界にCSRの基本方針を導入することは大きな課題であり、鉱山操業者等のステークホルダー全てのサポートが必要とされる。第2次国家鉱物政策では、その達成のための戦略を概説している。これには、共同諮問委員会の設立、鉱山操業者が地域社会との関係を持続すること、環境管理規制及び自主規制の実施、最善の採掘事例に関する利用情報の促進・普及や一般公開等がある。

1-2. 序文

マレーシアでは鉱業の歴史が長く、1930年代半ばまで1世紀にわたり、錫が主要な鉱物製品であった。錫鉱業から得られる直接税は、政府歳入の25～30%を占めていたこともある。錫鉱業は1972年、精鉱中の錫生産量が76,830tとなり、ピークを迎えた。マレーシアは1987年まで世界最大の錫生産国であったが、生産量はその後大幅に減少した。

1986年、政府は、経済成長のための推進分野として、天然資源を活用しつつ製造業を振興し、研究開発レベルを向上させることを目的とする全国工業化政策

(National Industrialization Policy)を制定した。初めのうちは克服すべき困難があったが、製造業への移行は結果として国家経済の方向を転換させた。以後、製造部門が国内経済成長の主力となった。

1980年代後半に錫産業は衰退し、多くの伝統ある鉱山会社は、建設業、採石、製造業といった事業多角化をはかった。Gopeng Berhad社等の企業は、南北高速道路の建設に足を踏み入れ、採石業にも進出した。Sunway Groupは、採石業、不動産及びテーマパークに重点を置いた。株式上場しているMalaysian Mining Corporation(MMC)も、鉱業から戦略を転換し、輸送・物流、公共施設、エンジニアリング部門に基盤を置いた。小規模の鉱山会社に関しては、遊休採鉱地において、農業や魚の養殖、カモの飼育等に参入した。

2003～2007年の5年間に、マレーシアの鉱業部門は、様々な動きを見せた。特に2006、2007年の2年間は、金属・鉱物の多くは需要増加と高価格が継続したが、錫及び金の生産量には増加が見られなかった。これは、主として高品位採鉱地が活用できず、生産コストが高騰し、一般的に探査活動が低水準であったことによる。

2007年のマレーシアの鉱物生産額は570百万US\$ (19億Ringgit(以下、“RM”))と推定され、前年の670百万US\$ (22億RM)から13.6%低下した。2007年末時点で計66鉱山があり、このうち錫が13、金が9、鉄が12、石炭は6鉱山であった。

1-3. CSRの定義

CSRという概念は、マレーシアの企業にとっては比較的新しいものである。しかし、CSRの概念、経済界への適用や関連性に対する関心と認識は確実に高まっている。Business for Social Responsibility(BSR)^{*2}は、CSRを「社会のビジネスに対する倫理的・法的・商

^{*1} CSR: Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)

^{*2} Business for Social Responsibility (BSR): 1992年に米国で発足したCSRに関する国際的な企業会員組織。CSRに関する情報提供や倫理的価値、環境問題、人権や地域社会に関連した様々な取り組みを支援している。本部はサンフランシスコにある。

表 1. マレーシアにおける主要鉱物生産量 (2003 ~ 2007 年)

(単位: t)

年	2003	2004	2005	2006	2007
金属鉱物					
錫 (精鉱中含量)	3,358	2,745	2,857	2,398	2,263
鉄鉱石	596,612	663,732	949,605	667,082	802,031
粗金	4.739	4.221	4.250	3.497	2.913
ボーキサイト	5,732	2,040	4,735	91,806	156,785
イルメナイト	95,148	61,471	38,195	45,649	35,712
鉱物燃料					
石炭	174,800	389,176	789,356	901,801	1,053,879

表 2. Bursa Malaysia 社による上場企業のための CSR フレームワーク (2006 年時点)

上場企業の CSR フレームワーク				
CSR の焦点	環 境	地域社会	職 場	市 場
考えられる CSR イニシアチブ	・ 気候変動 ・ ISO 14000 ・ エネルギー ・ 再生可能エネルギー ・ エネルギー効率 ・ 廃棄物管理 ・ 絶滅の危機にある野生生物 ・ 生物多様性	・ 従業員ボランティア活動 ・ 教育: 学校採用計画 ・ 青少年教育 ・ 恵まれない人々 ・ 卒業生雇用 ・ 子供	・ 従業員関係 ・ 職場の多様性 ・ 性差の問題 ・ 人的資源開発 ・ 生活の質 ・ 労働者の権利 ・ 人権 ・ 健康と安全	・ グリーン製品 ・ ステークホルダー関与 ・ 倫理的調達 ・ 供給者管理 ・ 業者の開発 ・ 社会的ブランド ・ コーポレート・ガバナンス
計画	即時 2006	短期 2007		長期 2008

業的そして公的な期待に見合っているか、あるいはそれを上回る方法でビジネスを運営する」と定義している。また、CSR には別の観点があり、学校の建設、奨学金の支給等ではなく、CSR がビジネスの一部分であるという側面がある。企業は、CSR を義務とみなすのではなく、強力なコーポレート・ガバナンス文化を育成し、広範にわたるステークホルダーの利益のためにビジネスの持続可能性を確保する努力の延長であるとみなすべきである。

CSR という用語は、企業責任、持続可能性、企業倫理、社会の一員としての企業責任及びコーポレート・ガバナンス等の言葉と置き換えて使用されることがある。これらの用語は、人によって意味と解釈が異なるが、利潤のみを追求することは最早受け入れられないというのが共通の認識である。ビジネスは、ステークホルダーの期待感の高まりを満たすことが期待されている。そのなかには株主だけでなく、従業員、消費者、供給者、地域社会が含まれる。

実際に、「ビジョン 2020」^{*3}の目的の中心は、「強い道徳的・倫理的価値を備え、民主的・自由主義的、寛

容で弱者に優しく、経済的に正当・公正であり、進歩的で繁栄した」社会に到達することで、これは CSR の原則を反映している。マレーシアでの CSR への取り組みは、「国家清廉化計画 (National Integrity Plan)」、 「第 9 次マレーシア計画」^{*4}や「資本市場基本計画 (Capital Market Master Plan)」でも明らかである。

マレーシアで CSR を推進する団体としては、Bursa Malaysia 社 (証券会社)、Khazanah Nasional Berhad 社 (政府投資管理会社)、証券委員会、Institute Integrity Malaysia、CSR Malaysia 等がある。このうち CSR Malaysia は、企業と学術機関のネットワークである。その戦略は、マレーシアの企業部門で CSR に対する意識を向上させ、環境問題・社会問題に対応する能力を増大させることであり、Nestle Malaysia、BP Malaysia、Shell Malaysia、Telekom Malaysia 等がその会員になっている。

IT 社会が到来し、グローバル化が進み、より豊かな社会になるにつれ、CSR は緊急の課題となっている。世界で 17 番目の貿易国であるマレーシアは、この新しい概念に注意を払う必要がある。鍵となる成長戦略の 1 つは、海外直接投資 (FDI) を惹き付けることである。国や企業レベルのより良い CSR は、投資リスクを大きく低減させ、FDI の流入を促進することができる。このような世界的な動きの結果として、マレーシア企業の中に変化への圧力が増大している。

^{*3} ビジョン 2020 (Vision 2020): マハティール首相が 1991 年に行った講演のなかで、2020 年までにマレーシアを先進国にするという国家目標ビジョン 2020 を打ち出した。30 年間にわたり年平均 7% の経済成長を実現させ、GDP の 9 倍増、所得 4 倍増を達成するというもの。その一環として、情報通信産業を戦略的に育成することを推進している。

^{*4} 第 9 次マレーシア計画: 2006 ~ 2010 年を対象とした 5 か年経済計画。

最大限の利益追求を唯一の目的とするというこれまでの考え方は見直されるべきであり、経済性・環境・社会的行動という3つの重要事項を統合し、利潤を超えたCSRの概念を追求する必要がある。この転換は、ステークホルダー、環境そして社会に向けたものである。

1-4. 鉱山会社のCSR実施

国家鉱物政策 (National Mineral Policy) は1998年、鉱業部門の投資環境を改善する目的で導入された。この政策は、鉱物資源開発法 (Mineral Development Act)、鉱物法 (State Mineral Enactment) の制定や、鉱業審議会 (National Mineral Council) の設立等につながった。残念ながら、投資家をより多く惹き付けるという所期の目的を十分に達成したとは言い難い。10年後の最近になって、国家鉱物政策が再検討された。新しい第2次国家鉱物政策 (NMP2) の目的のなかには、持続可能な開発の実施及び最大限の鉱物資源利用を確実に行うこと、そして環境管理責任を推進することが含まれている。これは、国の鉱物資源を環境に調和した、責任ある持続可能な方法で開発することを確保するものである。

NMP2は、以下の9つの主要点によって効果的に実施される。

- a) 鉱物部門の拡大
- b) ビジネス環境の伝達
- c) 環境管理責任
- d) 研究開発 (R&D) 活動強化
- e) 人的資源開発
- f) 正確な鉱物情報
- g) 地域社会への関与と社会的責任
- h) 宣伝、市場取引及びブランド確立
- i) 公開と広報活動

新しいNMP2は基本的に、鉱業の環境・社会的責任をマレーシアの鉱物部門が発展する上での中心的課題と位置付けている。しかし、その検討課題は、土壌劣化のような環境問題や経済的貧困問題等に関するもののみならず、関係者が本当の価値や生活の社会的な質を認識するよう導くことにあるということを、社会の全階層と同じく鉱業分野でも理解されなければならない。

鉱山会社においてCSRの実施は大きな課題になろうとしている。上場企業は、証券委員会 (Securities Commission) にCSR活動を報告する義務を負っている。ところがマレーシアの鉱山会社の多くは、小規模経営であると見られる。地域の学校・共同体活動に貢献したり、地元の供給者を雇用し、地元住民に労働者としての優先権を与えたりする等、周囲の地域社会に対する伝統的博愛精神には慣れているかもしれないが、それ以上のことを実施する能力や資源には欠けている。それでも、実際の鉱山におけるCSRの実施は、地元企業にとって良い模範例となるであろう。

政府は、国の経済成長への鉱業の貢献を認識しているが、同時に、持続可能な開発の必要性を強調し、鉱業がより責任を負うことを奨励している。鉱山会社がCSRの理解を深めるために、政府には最初に取り組むべきことが多くある。

CSRの概念を実行可能にするために最も重要なことは、ステークホルダーと鉱山会社の能力を開発することである。鉱物部門の発展を成功させるには、地域住民を含む全てのステークホルダーのサポートと関与が要求される。これを達成するため、鉱山を操業する際に共同諮問委員会を設立し、地域社会との関係を持続しなければならない。

環境面では、環境管理システムや監査、EIA (環境影響評価) 等の環境管理規制や自主規制の実施について取組むことになる。鉱山操業では、効果的な進歩や採掘終了後の復旧の実施を確保する必要がある。

鉱業が一般社会に否定的に捉えられていることは、鉱物部門の発展を阻害する要因の1つである。最善の採掘事例に関する利用情報、一般公開及びCSRの宣伝・普及は重大な意味を持つ。これはメディアを通して、またワークショップやセミナーを通して実施できるであろう。このように効果的な宣伝・広報は非常に重要である。一般社会に対し、継続的・効果的に情報を広め、鉱業の重要性について知らしめる必要がある。メディアやNGO、あらゆるステークホルダーの積極的関与が必要とされる。

自主的取組みにより、環境を配慮する義務への革新的な対応が推進される。ISO14001環境マネジメントシステムの認証標準が奨励されるであろう。環境に配慮する活動を報告する上で、CSRと一般公開が強調される。

マレーシアの鉱山会社にとってCSR導入は義務であり、国の目的を達成するための過程でもある。企業はビジョン2020の目的と連携すべきであり、また、CSRは良いビジネス感覚にもつながる。

1-5. 結 論

CSRは、マレーシアの鉱業を含むビジネスの一部であることは確かである。鉱業界が過小評価せずこの概念を理解することが大変重要である。だが、小規模の鉱山会社でどのようにCSRを実施するかは大きな課題であろう。あらゆるステークホルダー、特に鉱山会社自身の役割は、NMP2に概説されている戦略を実行するために重要である。

2. マレーシア鉱業関連法

2-1. 概 要

マレーシアは、憲法により13州と3連邦直轄領から構成される連邦国家である。憲法には連邦と州政府の権限が明記されている。鉱業には特に、遵守しなければならない法律が数多くある。州鉱業法の多くは、連邦国家が成立する以前に制定されたものであり、連邦

と州の権限から成る。連邦と州の権限の重複を解決するため、鉱物資源開発法（Mineral Development Act）と州鉱物規則（State Mineral Enactment）が制定された。鉱物資源開発法（1994）は、1998年8月1日に施行され、探査活動や、パンニング、鉱物や鉱石の処理が、安全かつ適切に行われ、既存の環境基準を遵守することを確保するものである。さらにこれらの活動が人々の健康や安全を脅かしたり、財産や地域への損害を引き起こさないことを確保するものである。一方、州鉱業規則は基本的に土地行政管理に関連し、鉱業権の発行を取扱っており、土地の権利、補償、財務上の義務、ロイヤルティ、鉱山の修復に関する条項が含まれる。その他に鉱業に直接には関連しないが、税制、投資、操業・監督等の面で鉱業に影響のある法律がある。

2-2. 序 文

鉱物活動は連邦あるいは州の管轄下の数多くの法律に規定されている。憲法第74条によると、土地・河川・森林・地方政府及び都市計画に関連する問題は、各州管轄当局(State Authority)の権限に委ねられている。州立法議会は、州に関連する事項に関し、法律を作成する権限がある。第9次マレーシア計画では、州は、探鉱許可・ライセンス、探鉱権と証明書の発行を含む土地に関する管轄権を有する。一方、連邦政府は、鉱物資源の開発、鉱山、探鉱、鉱物・鉱石、石油・油田、鉱物や鉱石の購入・販売・輸入・輸出、石油製品、鉱山及び油田における労働・安全規則についての責任がある。探鉱地や土壌浸食がある土地の修復は、連邦・州の両者が管轄権を持つ、Concurrent Listに分類されている。

鉱物や鉱業に関連する法律は2つのグループに分類される。1つは、直接鉱業に関連するもので、州鉱業法（State Mining Enactments and Ordinances）、州鉱物規則（SME）、鉱物資源開発法（1994）等がある。もう1つは、直接鉱物や鉱業に関連していないが税制、投資、操業・監督等の面で鉱業に影響を与えるもので、環境法（Environmental Quality Act 1974）、工場・機械法（Factories and Machinery Act 1967）、労働安全衛生法（Occupational Safety and Health Act 1985）等がある。

2-3. 鉱業分野に関連する州法

2-3-1. 州鉱業法（State Mining Enactments and Ordinances）

マレーシアで最初の鉱業法は1877年に制定された。マレー連合州（Perak, Selangor, Negeri Sembilan, Pahangの4州）の4つの鉱業法が統合され、マレー連合州鉱業法（F.M.S Mining Enactment Cap 147）が制定された。それ以外の州は全て、ほぼマレー連合州のモデルに基づいた鉱業法をそれぞれ有し、地域の状況に合わせて修正がなされた。これらの州鉱業法

は、独立前の暫定法と呼ばれるものである。現在では、憲法に正式に記された権限の分離に沿った、新しい州鉱物規則に置き換えられている。

2-3-2. 州鉱物規則（State Mineral Enactment : SME）

本規則の目的は、鉱区管理及びその関連事項である。モデル規則を最初に導入した州政府は、2000年のSelangor州であった。基本的に本規則は、これより古い規則にあった州と連邦の管轄権を分離するものである。本法を実施する権限を持つのは、州当局、特に土地・鉱山局長（State Director of Land and Mines）である。ただし州は、鉱物・地球科学局（Minerals and Geoscience Department）の職員を、鉱山管理者として任命することができる。本法では環境関連事項について、より重点が置かれている。

SMEには、概査・探査権や採鉱権の発行、州に支払うべき利益に付随した事項に関する条項が含まれている。以下にその特徴を示す。

（1）ワン・ストップ・エージェンシー（One Stop Agency）

新しい法の下では、新規の鉱区申請や更新は全て、土地・鉱山局長へ提出することとされている。その手続きについては、SMEと鉱物規則（Mineral Regulation）に明記されている。かつて申請は、地域の土地事務所（Land Office）で行われていた。

（2）州鉱物資源委員会（State Mineral Resources Committee）

SMEでは、州鉱物資源の効果的かつ透明な管理の責任を負う、州鉱物資源委員会（SMRC）の設置を規定している。この委員会は、申請者の技術的能力を審査し、関連機関による申請処理を調整し、州当局の決定へ向けた申請書への適切な提言を提出する。委員会委員には、州法律顧問、州土地・鉱山局長、鉱物・地球科学局長、環境局長、森林局長、州経済計画局長またはその代理人、当局により任命された他の3名の委員が含まれる。委員会では、州評議会（State Executive Council）の会員が議長を務める。

（3）概査／探査権と採鉱権

州当局は、州内のすべての土地、遠隔地、占有地、保護地、森林保護地域において、概査または探査権の形で鉱物探査の権限を与えることができる。探査が成功した地域では、引続き探鉱権を発行することができる。概査・探査権と採鉱権は、以下の者に付与することができる：

- ① 個人
- ② 企業
- ③ 他の法律で採鉱地を所有する権利があると明示されている組織
- ④ 企業関連法で定義され、その法律のもとで登録され、採鉱地の所有を許可された外国企業

採鉱権の期間は、鉱山の経済的寿命に基づくが、当初の期間は21年間を超えないものとする。採鉱権の全部あるいは一部の更新の承認についても、採掘操業の経済的寿命に基づくが、21年間を超えないものとする。

SME では、小規模または大規模操業の採鉱権を明記している。大規模鉱山とは、以下に該当する採鉱事業を意味する。

- a) 以下の生産量を超える
 - i) 主として漂砂鉱床から鉱物を採取する場合、年間処理量が350万m³
 - ii) 坑内掘の場合、粗鉱・廃土・表土を合わせた年間生産量が10万t
 - iii) 露天掘で、主として漂砂鉱床以外から鉱物を採取する場合、粗鉱・廃土・表土を合わせた年間生産量が30万t
- b) 資本金とインフラ投資が150百万RM（約40百万US\$）を超える
- c) 採鉱現場での労働者が250名以上
- d) 火薬の大規模かつ継続的使用、継続的な浮遊選鉱回路の使用、または有毒な化学品・薬剤の大量かつ継続的使用

（４）保有権の保護

投資家の検討する要素としては、保有権の保護に関するものがある。SME では、概査・探査権の保有者は、概査・探査権の対象となる土地のどの部分に関しても1つ以上の採鉱権を取得する優先権を持つと定められている。また、採掘権は、残された埋蔵量見込みの証明により更新できるとする条項や、採鉱権の更新の申請については州長官へ期限満了の12か月前までに提出し、SME の要件及び当初の採鉱権の条件で取りまとめた条項がある。採鉱権は申請が決定するまで、申請に関連した土地に関して効力が継続するものとする。

（５）ロイヤルティ

旧鉱業法では、州当局は金のロイヤルティのみを徴収していた。州へのインセンティブとして、SME では、州内で得られたあらゆる鉱物にロイヤルティを課す権限を州当局に与えている。ロイヤルティは、生産された鉱物の市場価格、重量または容積の比率に基づく。適用されるロイヤルティの率は、採鉱権が登録された時点に規定された水準で、最初の10年間、固定される。採鉱権が登録された日付以後に行われたロイヤルティの規定割合の変更は、当初10年間は適用されないものとする。支払うべき各種料金、賃貸料、ロイヤルティは鉱物規則（Mineral Regulation）に明記される。

（６）その他

SME のその他の条項は、管理強化または環境保護

に関連しており、採鉱権保有者は、鉱山開発・採鉱が許可される前に、修復計画及びEIAを提出し、許可を得なければならない。また、小規模採鉱事業の場合は、一般再生基金（Common Rehabilitation Fund）への拠出が、大規模採鉱事業は鉱山再生基金（Mine Rehabilitation Fund）への拠出が、採鉱地修復のために要求される。連邦政府は採鉱地修復目的のため、助成金を与えることができる。

2-4. 連邦法

2-4-1. 鉱物資源開発法（Mineral Development Act 1994（Act 527））

前述したように第9次マレーシア計画では、鉱物資源開発、鉱山、鉱物・鉱石の採掘、石油・油田、鉱物と鉱石の購入・販売及び輸出入、石油製品、鉱山・油田における労働安全規則は、連邦政府の管轄となることが明記されている。以前の州鉱業規則では、土地と鉱業に関して、実際には州と連邦の両方の責任が含まれていた。

このため、鉱業に関連する既存の法規制を簡素化する目的で、鉱物資源開発法（MDA）が制定された。本法には、本法や他の環境関連法で規定されている安全かつ適正な履行に従い、鉱山の操業前、操業中及び操業後に鉱山操業者が遵守しなければならない法的要件が含まれている。本法の下では、鉱山事業を開始する以前に鉱業事業計画が承認されなければならない。また、採鉱権保有者は、承認された計画に従って開発活動や採掘を実施しなければならない。本法ではまた、休廃止鉱山や堆積場は、規定どおりに安全が確保されなければならないと定めている。本法は1998年8月1日に施行され、鉱物・地球科学局が所管している。

MDA の第63条第1項では、天然資源環境省に、本法の下で規定される事項に関する規則を定める権限を与えており、これには以下の事項が含まれる。

- a) 所有、購入、販売、移動、輸送、保管、鉱物処理に関する許可要件
- b) 鉱物や鉱石の生産、所有、購入、販売、配送、輸出の管理と規制
- c) 環境保護対策、廃水基準、騒音基準、振動基準、その他環境保護のための基準や方策の規定
- d) 探査や採鉱地における、爆発・爆破剤、危険・有毒物質の使用、換気、衛生条件・衛生状態の基準や要件の規定
- e) 本法下での料金や、料金の収集方法や支出方法の規定
- f) 鉱山の所有者や管理者による、統計報告や生産・保管の帳簿の提出の規定
- g) 本法で必要とされる、採鉱事業枠組み、計画、報告及び記録といった内容の規定
- h) 本法下での調査の実施方法や手続きの規定
- i) 探査や採鉱現場で働く従業員の安全に関する規定
- j) 本法下で和議とすることができる違法行為や、

そのような違法行為を和議とする方法や手続きの規定

- k) 本法条項を有効とするためのその他一般的な事項の規定

2-4-2. 環境法 (Environmental Quality Act 1974)

1974年以前に制定されたあらゆる法規制は、活動の特定分野に重点を置いており、事実上ほとんどが分野別になっていた。しかし、それらの法規制は統合された方法を適用することができず、近代化された国家において、増加し、複雑化している環境問題へ対応することはできなかった。そのため政府は、包括的な、環境法(1974)を制定することを決定した。本法は環境局(DOE)により管理されている。その後、科学技術環境大臣が、同法により付与された権限によって、環境影響評価(EIA)指令1987を制定し、1988年に施行された。EIA指令1987は、環境影響評価プロセスを実施する「EIA1987計画」で規定された活動を確保するために導入された。本法は、サラワク州以外の全ての州に適用されている。サラワク州では、1994年9月1日に施行された天然資源環境指令1994が適用されている。

現在では、EIA指令1987の下、採鉱権の合計範囲が250haを超える新規地域での採鉱や、50haを超え

る地域でのアルミ、銅、金、タンタルの選鉱または土砂浚渫等の事業を行う場合は、環境局長にEIA報告書を提出し、承認を得る必要がある。

一方、天然資源環境指令1994では、鉱業の定義は、50haを超える地域における事業か、あらゆる性質の化学物質(爆発物を含む)の使用を含む事業であるとしている。露天掘、鉱物探査、採鉱地の景観に影響を与える可能性があるあらゆる形態の採掘をする場合、採鉱事業が休止により修復することが求められ、理事会に報告書を提出し承認を得る必要がある。

2-4-3. その他の鉱業が関係する法律

その他、鉱山会社に従わなければならない法律には、工場・機械法(Factories and Machinery Act)1967や労働安全衛生法(Occupational Safety and Health Act: OSHA)1994がある。工場・機械法は、従業員の安全・健康・福祉に関連する事項に関し、工場の管理を規定している。OSHAは、労働者の安全・健康・福祉を確保し、業務に関連した健康や安全へのリスクから労働者を保護するために、更なる条項を規定している。2つの法律は共に、労働安全衛生局(DOSH)によって管理されている。

(2009.5.29)